

四、労働者側

の争議参加者数

旋盤工 二名 仕上工 一一名 整型工 一一名(西三女)
金型工 一名 計 二十六名

の労働組合関係団体関係 十シ

五、争議発生原因

本年一月二十六日別記の待遇改善ノ歎願書ヲ従業員ヨリ事
業主ニ提出セルニ責任者タル重役小菅善一ハ之ヲ握リ潰シ
事業ノ解決ヲ為サズ放置セルヲ三月十九日従業員代表片口
十太郎(組長)ヨリ歎願書ノ回答ヲ要求セルニ依ル

六、経過

の会社側

定期昇給計画中ナリシノ会社側ニ了リテハ同月二十五日昇給
發表アル迄ニ件其ノ迄待タレ度ト述ヘ同日十銭乃至二十五

(2) 従業員側

銭ノ昇給者十六名ヲ發表シタルニ従業員ノ不满収マラズ

二十六日後付職工片口十太郎外四名ハ重役稲林卓也ニ面會
シ再ヒ回答ヲ求メタルニ稲林ハ別記(3)回答要旨ヲ右五名ニ
傳フルニ賃銀ニ割値上カ容レラレサレハ請員制度ニサレ度
ト歎願シタルニ 稲林ヨリ

事業ノ性質上困難ナルニ高研究ノ上ニ十九日回答スヘシト
答ヘタルニ前記五名ハ之ヲ諒トシ辞去セリ

然ルニ翌二十七日従業員中無断欠勤スル者十六名アリ又一
且出勤セル者ノ中拾名ハ協議ノ結果無断工場ヲ退場セリ

(3) 警察各道

所轄大森署ニ於テハ職工側主張者ト認メラル上屋梁外一
名ヲ招致シ時局柄輕拳首動ヲ戒ムルト共ニ歎願事項ト罷業
手段ヲ切リ離ホレ度ト嚴重ニ注意シタルニ明日ヨリ就業ス